

志木市中小企業融資制度のご案内

志木市には「小規模企業者融資制度」と「中小企業近代化資金融資制度」の二つの融資制度があり、それぞれ貸付条件、目的、提出書類等が違います。

申し込みに必要な書類等は以下のとおりです。

書 類 名	小 規 模		近 代 化		備 考
	個人	法人	個人	法人	
融資申込書	☆	☆	☆	☆	
融資使途理由書	○	○	○	○	
見積書・図面・カタログ	○	○	○	○	設備資金の場合
法人登記簿謄本※1		○		○	発行から3カ月以内のもの
住民票	○		○		
印鑑登録証明書	○	○	○	○	
営業許認可書	○	○	○	○	許認可が必要な業種の場合
会社等の経歴書	○	○	○	○	新規申込時のみ
決算書2期分(付属明細書含む)		○		○	関係会社がある場合、関係会社の決算書を含む
試算表		○		○	決算後6か月を経過した場合
確定申告書、決算書、貸借対照表 (白色申告者は申告書、収支内訳書)	○		○		2期分
納税証明書	○	○	○	○	2期分 (市県民税・法人市民税・固定資産税)
課税・非課税証明書	○		○		2期分
保証人印鑑証明書			○	○	
保証人納税証明書			○	○	2期分 (市県民税・法人市民税・固定資産税)

☆印は、指定様式を使用すること。

※1 登記簿謄本は「履歴事項証明書」と「コンピューター化に伴う閉鎖謄本」を提出してください。

※ 必要に応じて、その他の書類を提出していただく事もありますので、ご承知下さい

<信用保証協会について>

- ・信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、中小企業・小規模事業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。
- ・事業を営んでいる方が、金融機関から事業資金を調達する際、信用保証をすることで、資金調達をサポートします。
- ・融資を受けようとする場合は、保証料が別途必要となります。

取扱金融機関（志木市指定）

埼玉りそな銀行志木支店	048-471-3551
東京信用金庫志木支店	048-472-3211
武蔵野銀行志木支店	048-471-3355
川口信用金庫志木支店	048-471-2525
川口信用金庫宗岡支店	048-474-2121
川口信用金庫志木北支店	048-474-8511
三井住友銀行新座志木支店	048-473-7411
埼玉縣信用金庫新座支店	048-471-4337
埼玉縣信用金庫朝霞支店	048-463-3131
埼玉縣信用金庫鶴瀬支店	049-251-3350
飯能信用金庫朝霞支店	048-424-2131

申し込み・問い合わせ先

(お問い合わせ)志木市役所 産業観光課
TEL 048-475-7360

志木市商工会 (受 付)
志木市本町1-6-30
TEL 048-471-0049

その他の埼玉県の融資制度・国の融資制度等についても、志木市商工会
が申請窓口となりますので、お気軽にご相談ください。

志木市商工会 ☎ 048-471-0049

(令和8年10月1日現在)

項目 \ 制度名	志木市小規模企業者融資制度	志木市中小企業近代化資金融資制度
目的	市内の小規模企業者が金融機関から小口事業資金を借り受ける債務を無担保無保証人にて保証し、小規模事業者の経営の安定化を図る。	市内中小企業者及び中小企業団体に対し、経営の円滑化及び設備の近代化等を図るため、資金の融資を行い中小企業の育成と振興を図る。
資格	1. 市内に店舗又は事業所を有し、1年以上引き続き同一事業を営んでいること。 2. 市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること。 3. 市税(融資の申込みをする者が法人である場合にあっては、その代表者に係るものを含む。)を完納していること。 4. 常時使用する従業員の数が、商業又はサービス業の場合、5人以下であること。 〃 製造業その他の事業者については、20人以下であること。 5. 同制度による融資を受けていない者であること。 6. 保証協会の代位弁済を受けた者にあっては、その代位弁済による債務を完済していること。	1. 市内に店舗又は事業所を有し、1年以上引き続き同一事業を営んでいること。 2. 市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること。 3. 事業内容が確実であること。 4. 市税(融資を受けようとする者が法人である場合にあっては、その代表者に係わるものを含む。)を完納していること。 5. 保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと。
貸付限度額	1,250万円 ※関係会社がある場合は、関係会社を含めて1つの企業体とみなし、貸付限度額を判断する。	【運転資金】 ・中小企業者 3,500万円 ・中小企業団体 3,500万円 【設備資金】 ・中小企業者 5,000万円 ・中小企業団体 5,000万円 ※関係会社がある場合は、関係会社を含めて1つの企業体とみなし、貸付限度額を判断する。
使途及び返済方法	【運転資金】7年(84か月)以内(6か月以内据置可、78か月以内月賦償還) 【設備資金】10年(120か月)以内(6か月以内据置可、114か月以内月賦償還) ※設備資金の場合、市内に設置する設備に限る。	【運転資金】7年(84か月)以内(6か月以内据置可、78か月以内月賦償還) 【設備資金】10年(120か月)以内(12か月以内据置可、108か月以内月賦償還) ※設備資金の場合、市内に設置する設備に限る。
利率	1.75% (令和8年4月1日現在)	
保証人	必要なし	個人申込 必要なし 法人申込 原則として法人の代表者。 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は不要
担保	必要なし	必要に応じて担保を徴する。
受付	随時(土・日・祝祭日を除く)	
利子補給	【運転資金】1.00%(5年間)(但し、約定どおりの返済が行われていること。) 【設備資金】1.00%(7年間)(但し、対象資金は、3,500万円を限度とし、約定どおりの返済が行われていること。) ※中心市街地区域内の事業所に設置する設備や工事費用の場合、1.75%(当初5年間のみ)となります。 対象区域や要件については産業観光課にお問い合わせください。 ※融資実行から1年ごとに利子補給を行います。 ※利子補給の対象となる資金は、3,500万円が限度となります。合計3,500万円以上の貸付となる場合にはご注意ください。 ※法人の場合は事業所が志木市外に移転したとき、個人の場合は志木市外に転出したときは、利子補給の対象から除外されますのでご注意ください。	